

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 出村光
同 上野仁志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課（対象団体）

令和6年度の公の施設の指定管理について、次の施設に関する監査対象部課及び対象団体（指定管理者）の義務の履行並びにその出納その他の事務事業の執行等

（1）湘南ひらつかビーチセンター

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

対象団体：平塚海岸魅力促進共同事業体

（2）平塚市営住宅及び共同施設

対象部課：都市整備部 建築住宅課

対象団体：株式会社東急コミュニティー

2 監査の実施期間

令和7年9月9日から10月24日まで

3 監査の方法及び監査項目

監査対象部課及び対象団体から指定に係る文書、書類等の提出を求め、指定管理の目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）指定手続
- （2）協定書
- （3）指定管理料
- （4）施設の管理
- （5）業務の履行
- （6）利用料金
- （7）指定管理者の出納

4 関係書類

(対象部課分)

指定管理者の指定手続きに関する書類、管理の協定等、管理経費に関する書類及び事業報告書の点検に関する書類等

(対象団体分)

事業計画書及び事業報告書、管理経費に関する書類、金銭出納帳、収入・支払伝票及び団体の経理関係規程等

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

なお、今年度の指定管理者に対する監査において、指定管理者が実施する自主事業の報告の取扱いが、指定管理者によって異なっていた。本市の指定管理者制度に係る基本協定書の標準項目に示された自主事業の項目では、指定管理者が自主事業を実施する場合は、事業計画書及び收支予算書を事前に市へ提出し、承認を得なければならないとしているが、事業の報告についての定めはない。自主事業については、市の施設を使用して実施するものであることからも、所管課はその収支実績も含めて把握する必要があると考えるため、指定管理者制度を所管する資産経営課においては、庁内関係各課へ適切な周知・指導に努められたい。

(1) 湘南ひらつかビーチセンター

対象部課：都市整備部 みどり公園・水辺課

対象団体：平塚海岸魅力促進共同事業体

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・対象部課において、業務内容説明書の業務実施期間について、指定管理の期間と異なる記載があったので、適切に対処されたい。
- ・対象部課において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかつたことについて、認識の誤りがあり適切な指示を行っていなかつたので、年度協定書を再度確認し、適切な処理を行うよう指導されたい。
- ・対象団体（指定管理者）において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかつたので、年度協定書に則り適切に処理されたい。
- ・対象団体（指定管理者）において、基本協定書に定められた経理口座に指定管理料以外の金銭を預け入れていたので、基本協定書に則り適切に処理されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
ビーチセンター	良好に管理されていた。

(2) 平塚市営住宅及び共同施設

対象部課：都市整備部 建築住宅課

対象団体：株式会社東急コミュニティー

ア 下記の指摘事項を除く対象部課においての指定管理者の指定手続、管理の協定その他の事務の執行及び対象団体（指定管理者）においての管理の協定等に基づく義務の履行に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に行われていた。

イ 次の指摘事項については基本協定書等に基づき適切に対処されたい。

○ 指摘事項

- ・対象部課において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかつたので、年度協定書に則り適切に処理されたい。
- ・対象団体（指定管理者）において、指定管理料の精算が年度協定書に定められた期限内に行われていなかつたので、年度協定書に則り適切に処理されたい。
- ・対象団体（指定管理者）において、月間業務報告書及び四半期総括表について、基本協定書に定められた期限内に提出されていなかつたので、基本協定書に則り適切に処理されたい。

ウ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
龍城ヶ丘住宅 (集会所及び駐車場 含む)	全部屋のベランダに設置されている物置について、海に近接する棟においては劣化が著しく、壁面の部品が剥がれ落ちている。

以 上